

別紙

諮問第1088号

答 申

1 審査会の結論

「体罰を受けた子供の影響①いじめ、暴力行為②対教師暴力③器物損壊④授業妨害（出席停止の4つの行為）に対する再発防止などの取組、教員研修資料」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」いう。）に基づき、審査請求人が行った「体罰をうけた子どもの影響①いじめ・暴力行為②対教師暴力③器物損壊④授業妨害（出席停止の4つの行為）に対する再発防止などの取組み、教員研修資料等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が平成29年3月7日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

再発防止の取組み、教員研修資料はあるはずである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る公文書は、体罰を受けた子供がその影響により引き起こす、いじめ・暴力行為、対教師暴力、器物損壊、授業妨害（出席停止の4つの行為）に対する再発防止などの取組、教員研修資料等についての文書である。

当該公文書について、関連部署において確認を行ったが、作成及び取得しておらず、存在しなかった。

以上により、実施機関は、本件開示請求に対し、非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月 9日	諮問
平成30年 7月11日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 1月30日	新規概要説明（第206回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第207回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「体罰をうけた子どもの影響①いじめ・暴力行為②対教師暴力③器物損壊④授業妨害（出席停止の4つの行為）に対する再発防止などの取組み、教員研修資料等」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求について、体罰を受けた子供がその影響により引き起こす、いじめ・暴力行為、対教師暴力、器物損壊、授業妨害（出席停止の4つの行為）に対する再発防止等の取組として捉え、これに対し、不存在を理由として非開示とする決定を行った。

なお、実施機関によれば、体罰を受けた子供の影響に限らない、子供が引き起こす

出席停止の4つの行為に対する再発防止などの取組等の資料として、いじめ問題に関する資料等を別途審査請求人に情報提供したとのことである。

イ 本件請求文書の不存在を理由とする非開示の妥当性について

本件請求文書の不存在に関し、審査請求人は、審査請求書において、再発防止の取組、教員研修資料はあるはずである旨主張する。

そこで、当審査会において、本件非開示決定の妥当性を検討するため、実施機関における「体罰防止」の取組等について、事務局をして説明を求めたところ、以下の内容について確認した。

(ア) 実施機関は、体罰について問題意識を有しており、具体的な取組としては、平成26年に「体罰根絶に向けた総合的な対策（部活動指導等のあり方検討委員会報告書）」を策定し、教員への研修を徹底する等、体罰の根絶に向けた取組の強化を図っている。

(イ) しかし、(ア) でいう取組は、「体罰を受けた子供に生じる影響」の視点から実施しているものではなく、あくまで子供に対する体罰を未然に防止するという視点に立って行っている。

実施機関における体罰防止に向けた教員研修等の取組の視点は、あくまで体罰の未然防止の観点から実施されるものであるため、請求内容にいう、体罰が起こった前提での「体罰を受けた子供の影響」により引き起こされる、いじめ・暴力行為、対教師暴力、器物損壊、授業妨害（出席停止の4つの行為）に係る再発防止の取組や教員研修資料等の文書は存在しないとのことであった。

また、改めて、事務局をして実施機関に「体罰を受けた子供の影響」という視点を踏まえた上での取組について記載された文書や教員研修資料等の確認・探索を依頼したが、その結果、これらの文書の存在の確認には至らず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらなかった。

これらのことを踏まえると、本件請求文書の不存在に係る上記説明に不自然、不合理な点は認められず、本件請求文書について、不存在を理由に非開示とした決定

は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑